



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷兼発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市公有財産規則の特例に関する規則の一部を改正する規則	都市局内陸・臨海振興課	1
規則	神戸市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則	福祉局介護保険課	3
告示	キオスク端末による証明書交付手数料の収納事務における指定公金事務取扱者の指定	地域協働局住民課	6
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(五百歳自治会ほか)	地域協働局地域活性課	7
告示	犬猫等死体処理に係る手数料の徴収事務の委託	環境局業務課	8
告示	公金事務の委託(苅藻島グリーンセンターにおける一般廃棄物手数料徴収事務)	環境局施設課	9
告示	公金事務の委託(西グリーンセンターにおける一般廃棄物手数料徴収事務)	環境局施設課	10
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	11
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局東部建設事務所	14
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	17
告示	道路法による道路の区域変更(県道 神戸三木線、県道 平野三木線)	建設局道路管理課	19
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(県道 平野三木線)	建設局道路管理課	20
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 井出白水線)	建設局道路管理課	21
告示	道路法による道路の供用開始(市道 中落合8号線)	建設局道路管理課	22
告示	景観形成市民協定の認定取り消し(新長田駅北・西地区)	都市局まち再生推進課	23
告示	都市計画法による都市計画の決定又は変更(高度利用地区ほか)	都市局都市計画課	24
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ミント神戸(神戸新聞会館ビル))	経済観光局経済政策課	25
公告	開発行為に関する工事の完了(北区有野町ほか)	都市局都市計画課	31
公告	都市計画法による都市計画の決定又は変更に伴う図書の縦覧(高度利用地区ほか)	都市局都市計画課	32
教育委員会	元号の改正に伴う神戸市教育委員会規則の様式の特例に関する規則等を廃止する規則	教育委員会事務局総務課	33
教育委員会	神戸市教職員表彰規則等の一部を改正する規則	教育委員会事務局総務課	34
教育委員会	神戸市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則	教育委員会事務局総務課	50
選挙管理委員会	神戸市議会議員補欠選挙(東灘区選挙区)における候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨の訂正	選挙管理委員会事務局	52
人事委員会	労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局任用課	53
人事委員会	神戸市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局調査課	55
市税事務所	土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	行財政局税務部税制企画課	57

神戸市公有財産規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第44号

神戸市公有財産規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

神戸市公有財産規則の特例に関する規則（平成13年7月規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
1 [略]	1 [略]
（この規則の失効）	（この規則の失効）
2 この規則は、 <u>令和9年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、その時までにした第2条の規定の適用を受ける貸付けに係る契約及び第3条の規定の適用を受ける譲渡に係る契約については、この規則は、その時以後も、なおその効力を有する。	2 この規則は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、その時までにした第2条の規定の適用を受ける貸付けに係る契約及び第3条の規定の適用を受ける譲渡に係る契約については、この規則は、その時以後も、なおその効力を有する。
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）

(1)～(4) [略]

(1)～(4) [略]

(5) 西神第4地区工業団地の区域

(6) 西神第2流通業務団地の区域

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第45号

神戸市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第129号）の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

神戸市告示第556号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年3月24日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定公金事務取扱者の指定を受けた者
 - (1) 地方公共団体情報システム機構
 - (2) 東京都千代田区一番町 25 番地
- 2 指定公金事務取扱者に委託した徴収または収納事務に係る歳入の種類
キオスク端末による証明書交付手数料の収納事務
- 3 指定公金事務取扱者の指定年月日
令和8年3月24日
- 4 指定公金事務取扱者へ委託する期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

令和8年3月24日 神戸市公報第3955号

神戸市告示第557号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、五百蔵自治会、大畑自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月24日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	五百蔵自治会	大畑自治会
主たる事務所	神戸市西区神出町五百蔵99番地の2	神戸市西区平野町大畑132番地の2
代表者の氏名	世良田 晃	大田 健次
代表者の住所	神戸市西区神出町五百蔵69番地の3	神戸市西区平野町大畑121番地の1

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 五百蔵自治会

令和8年1月4日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	世良田 康嗣	世良田 晃
代表者の住所	神戸市西区神出町五百蔵142番地の41	神戸市西区神出町五百蔵69番地の3

(2) 大畑自治会

令和8年1月12日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	戸田 康	大田 健次
代表者の住所	神戸市西区平野町大畑83番地	神戸市西区平野町大畑121番地の1

神戸市告示第558号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月24日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 業務の名称
犬猫等死体受付運搬処理業務等
- 2 指定公金事務取扱者
神戸市兵庫区遠矢浜町5番8号
藤定運輸株式会社
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
犬猫等死体処理に係る手数料
- 4 指定公金事務取扱者として指定した日
令和8年3月10日
- 5 委託期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

神戸市告示559号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により次のとおり公金事務を委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月24日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定公金事務取扱者
神戸市兵庫区遠矢浜町5番8号
神戸市生活環境事業協同組合
理事長 藤定 孝光
- 2 委託内容
苅藻島クリーンセンターにおける一般廃棄物手数料徴収事務
- 3 指定年月日
令和8年2月17日
- 4 委託年月日
令和8年3月9日

神戸市告示第560号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により次のとおり公金事務を委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月24日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定公金事務取扱者
神戸市中央区海岸通4丁目4番5号
新和警備保障株式会社
代表取締役 喜田 城太郎
- 2 委託内容
西クリーンセンターにおける一般廃棄物手数料徴収事務
- 3 指定年月日
令和8年2月17日
- 4 委託年月日
令和8年3月9日

神戸市告示第561号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月24日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
三宮保管所及び湊町保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	中央区長期放置	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和8年2月2日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 39台 原動機付自転車 0台	令和8年2月3日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和8年2月6日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	令和8年2月7日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和8年2月9日	
	中央区長期放置	自転車 12台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 42台 原動機付自転車 0台	令和8年2月12日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和8年2月14日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 42台 原動機付自転車 0台	令和8年2月18日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 0台	令和8年2月20日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	令和8年2月21日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和8年2月24日	
	中央区長期放置	自転車 11台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台	令和8年2月27日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台			
兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	兵庫区長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和8年2月2日	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車 0台	令和8年2月5日	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車 0台		
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和8年2月9日	
	駐輪場内	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
	兵庫区長期放置	自転車 21台 原動機付自転車 0台	令和8年2月10日	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台		
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台		

神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和8年2月13日
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
兵庫区長期放置	自転車 12台 原動機付自転車 0台	令和8年2月14日
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車 0台	令和8年2月17日
兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	
和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
兵庫区長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和8年2月20日
兵庫区長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和8年2月24日
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 1台	令和8年2月26日
兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 5台 原動機付自転車 0台	

神戸市告示第562号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条、第12条第2項及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月24日

神戸市長 久元喜造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり

2. 保管期間

この公示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3. 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4. 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5. その他

この公示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この公示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和8年3月24日 神戸市公報第3955号

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	摂津本山駅周辺	自転車 2台	令和8年2月2日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	甲南山手駅周辺	自転車 5台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	深江駅周辺	自転車 5台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	青木駅周辺	自転車 11台	令和8年2月3日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	阪神御影駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	岩屋駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	大石駅周辺	自転車 1台	令和8年2月9日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	新在家駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲道駅周辺	自転車 21台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	深江駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺	自転車 4台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	魚崎駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	阪神御影駅周辺	自転車 6台	令和8年2月12日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	J R 住吉駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 4台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	岡本駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	灘駅周辺	自転車 1台	令和8年2月18日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	王子公園駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲駅周辺	自転車 4台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台	令和8年2月18日	
	六甲道駅周辺	自転車 9台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	J R 住吉駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	摂津本山駅周辺	自転車 2台	令和8年2月18日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		

別表

	深江駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 0台	
	青木駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 0台	
	阪神御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	7台 0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘駅周辺 自転車等長期放置	自転車 原動機付自転車	6台 0台	令和8年2月20日
	新在家駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 0台	
	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	27台 2台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	東灘区管内 自転車等長期放置	自転車 原動機付自転車	19台 0台	令和8年2月24日
	阪神御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2台 1台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘区管内 自転車等長期放置	自転車 原動機付自転車	11台 2台	令和8年2月25日
	王子公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2台 0台	
	六甲駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2台 0台	

神戸市告示第563号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月24日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台	令和8年2月4日	神戸市須磨区妙法寺字 ヌメリ石1番地の1 建設局西部建設事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 2台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和8年2月5日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和8年2月10日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 18台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和8年2月12日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 13台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 27台 原動機付自転車 0台	令和8年2月14日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
須磨区西落合 6丁目1番 名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和8年2月17日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 1台	令和8年2月18日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台	令和8年2月19日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台	令和8年2月25日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 1台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和8年2月26日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 20台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示第564号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年4月7日まで一般の縦覧に供する。

令和8年3月24日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
県道	神戸三木線	神戸市西区押部谷町西盛字北垣内乙238番15地先から 神戸市西区押部谷町西盛字北垣内249番1地先まで	新	111.00	最大 16.50 最小 14.90
			旧	111.00	最大 14.90 最小 11.60
	平野三木線	神戸市西区押部谷町西盛字北垣内274番3地先から 神戸市西区押部谷町西盛字北垣内579番122地先まで	新	254.00	最大 54.00 最小 9.60
			旧	254.00	最大 32.60 最小 8.20

神戸市告示第565号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年3月25日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年4月7日まで一般の縦覧に供する。

令和8年3月24日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
県道	平野三木線	神戸市西区押部谷町西盛字 北垣内272番2地先から 神戸市西区押部谷町福住字 西山256番1地先まで	新	125.40	最大 17.70 最小 12.00
			旧	125.40	最大 16.30 最小 8.70

神戸市告示第566号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年3月25日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年4月7日まで一般の縦覧に供する。

令和8年3月24日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	井出白水線	神戸市西区伊川谷町潤和字 中向井1580番1地先から 神戸市西区伊川谷町潤和字 谷田1633番1地先まで	新	24.30	最大 6.20 最小 4.13
			旧	24.30	最大 4.90 最小 3.10

神戸市告示第567号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、令和8年3月25日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年4月7日まで一般の縦覧に供する。

令和8年3月24日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	中落合8号線	神戸市須磨区中落合2丁目14番 4地先から 神戸市須磨区中落合2丁目13番 1地先まで	10.20	73.00

神戸市告示第568号

神戸市都市景観条例（令和3年12月23日条例第25号）第44条第5項の規定により令和8年3月10日付で新長田駅北・西地区景観形成市民協定の認定を取り消したので告示する。

令和8年3月24日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市告示第569号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和8年3月24日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 都市計画の種類及び名称

種類	名称
神戸国際港都建設計画 高度利用地区	雲井通6丁目地区
神戸国際港都建設計画 都市再生特別地区	神戸三宮雲井通6丁目北地区
神戸国際港都建設計画 道路	3.1.2号 中央幹線 3.3.31号 磯上線 3.5.80号 都賀川三宮線 8.7.26号 三宮駅東線
神戸国際港都建設計画 公園	2.2.53号 雪御所公園 3.2.89号 兵庫駅南公園 3.4.54号 苔谷公園
神戸国際港都建設計画 第一種市街地再開発事業	雲井通6丁目地区第一種市街地再開発事業 神戸三宮雲井通6丁目北地区第一種市街地再開発事業

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和8年3月24日

神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミント神戸（神戸新聞会館ビル）
神戸市中央区雲井通7丁目1番1号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
株式会社光洋	大阪府茨木市横江2丁目7番52号	代表取締役 平田 炎	
株式会社水野商店	兵庫県神戸市東灘区深江浜町36-2	代表取締役 水野 和哉	
株式会社ユナイテッドアローズ	東京都港区赤坂8丁目1番19号 日本生命赤坂ビル7階	代表取締役 松崎 善則	
株式会社ベイクルーズ	東京都渋谷区渋谷1丁目23番21号	代表取締役 杉村 茂	
ロクシタンジャポ ン株式会社	東京都千代田区麴町1-6-4	代表取締役 木島 潤子	
株式会社ジュン	東京都港区南青山2-26-1 D-LIFEPLACE南青山4F	代表取締役 佐々木 進	
株式会社オゾンコ ミュニティ	東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目12番6号	代表取締役 山神 法之	令和8年1月26日 テナント入替えのため

株式会社アーバン リサーチ	大阪市西区京町堀 1 丁目 6 番 4 号 アー バンリサーチビル10F	代表取締役 竹村 幸造	
株式会社ジョンプ ル	岡山県倉敷市児島赤 崎 1 丁目 11 番 3 号	代表取締役 塚田 裕介	
株式会社ユニオン ゲートグループ	東京都港区北青山 2 - 9 - 5 スタジア ムプレイス青山 10F	代表取締役 中川 有司	
株式会社 TSI	東京都港区赤坂 8 丁 目 5 番 27 号 住友不 動産青山ビル	代表取締役 下地 毅	
金子眼鏡株式会社	福井県鯖江市吉江町 712 番地 2	代表取締役 金子 真也	
株式会社コード	東京都渋谷区神宮前 4 丁目 23 番 3 号 神 宮前ペアシティ 301	代表取締役 渡利 欣司	
株式会社ビショッ プ	神戸市中央区浪花町 59 番地 神戸朝日ビ ルディング 9 階	代表取締役 森 威	
ヒットユニオン株 式会社	東京都渋谷区恵比寿 南 2 丁目 20 番 7 号	代表取締役 田辺 圭二	
近藤ニット株式会 社	山梨県西八代郡市川 三郷町市川大門 76- 1	代表取締役 近藤 和也	
株式会社ルック	東京都港区赤坂 8 丁 目 5 番 30 号	代表取締役 加藤 義裕	
株式会社 PORTOM	神戸市中央区海岸通 1 丁目 2 番 19 号 東 洋ビル 102	代表取締役 中野 智之	
株式会社ベネクシ ー	東京都千代田区九段 北 4 丁目 3 番 8 号 市ヶ谷 UN ビル 3F	代表取締役 海野 祥之	
株式会社アートワ ークスタジオ	神戸市中央区海岸通 8 番	代表取締役 荒西 俊和	
株式会社レトリッ ク	神戸市中央区伊藤町 119 番地 三井生命神 戸三宮ビル 6F	代表取締役 岡部 和典	
株式会社マークス アンドウェブ	東京都目黒区東山 1 丁目 11 番 10 号	代表取締役 松山 剛己	

株式会社 U. C. T. corporation	滋賀県野洲市市三宅 2341 番地 1	代表取締役 増村 匡人	
株式会社 JayJayJapan	神戸市須磨区寺田町 1 丁目 3 番 19 号	代表取締役 安藤 友介	
株式会社マーキー ズ	堺市堺区出島海岸通 2 丁目 3 番 13 号	代表取締役 廣畑 正行	
アンカー・ジャパ ン株式会社	東京都千代田区神田 淡路町 2 丁目 101 号 ワテラストワー 9 階	代表取締役 猿渡 歩	
株式会社メトス	東京都中央区築地 6 丁目 16 番 1 号 築地 616 ビル	代表取締役 吉永 昌一郎	
ガーミンジャパン 株式会社	横浜市中区桜木町 1 丁目 1 番 7 号 ヒュ ーリックみなとみら い 12 階	代表取締役 岩田 元樹	
ヤノ運動用品株式 会社	神戸市中央区三宮 3 丁目 8 番 1 号	代表取締役 矢野 克幸	
株式会社サンリバ ー	大阪市西区新町 1 丁 目 28 番 3 号 四ツ橋 グランスクエア 7 階	代表取締役 清水 隆	
株式会社 TENTIAL	東京都中央区日本橋 富沢町 7 丁目 16 番地 The Gate 日本橋人形 町 6 F	代表取締役 中西 裕太郎	
タワーレコード株 式会社	東京都大田区平和島 4 丁目 1 番 23 号 JS プログレビル 7 F	代表取締役 嶺脇 育夫	
株式会社 GRIP	横浜市中区海岸通 4 丁目 20 番 2 号 YT 馬 車道ビル	代表取締役 羽田 秀伸	
エース株式会社	東京都渋谷区神宮前 1 丁目 4 番 16 号 神 宮前 M-SQUARE	代表取締役 森下 宏明	令和 8 年 1 月 26 日 テナント入替えのため

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあつては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
株式会社光洋	大阪府茨木市横江 2 丁目 7 番 52 号	代表取締役 平田 炎	

株式会社水野商店	兵庫県神戸市東灘区 深江浜町 36-2	代表取締役 水野 和哉	
株式会社ユニテ ッドアローズ	東京都港区赤坂 8 丁 目 1 番 19 号 日本生 命赤坂ビル 7 階	代表取締役 松崎 善則	
株式会社バイクル ーズ	東京都渋谷区渋谷 1 丁目 23 番 21 号	代表取締役 杉村 茂	
ロクシタンジャポ ン株式会社	東京都千代田区麴町 1-6-4	代表取締役 木島 潤子	
株式会社エービー シー・マート	東京都渋谷区神南 1 丁目 11 番 5 号	代表取締役 野口 実	令和 8 年 1 月 26 日 テナント入替えのため
株式会社ジュン	東京都港区南青山 2 -26-1 D-LIFEPLACE 南青山 4 F	代表取締役 佐々木 進	
Hunter Japan 株式 会社	東京都渋谷区渋谷 2 丁目 11 番 6 号ラウン ドクロス渋谷 2 階	代表取締役 山本 善洋	令和 8 年 1 月 26 日 テナント入替えのため
株式会社アーバン リサーチ	大阪市西区京町堀 1 丁目 6 番 4 号 アー バンリサーチビル 10F	代表取締役 竹村 幸造	
株式会社ジョンプ ル	岡山県倉敷市児島赤 崎 1 丁目 11 番 3 号	代表取締役 塚田 裕介	
株式会社ユニオン ゲートグループ	東京都港区北青山 2 -9-5 スタジア ムプレイス青山 10F	代表取締役 中川 有司	
株式会社 TSI	東京都港区赤坂 8 丁 目 5 番 27 号 住友不 動産青山ビル	代表取締役 下地 毅	
金子眼鏡株式会社	福井県鯖江市吉江町 712 番地 2	代表取締役 金子 真也	
株式会社コード	東京都渋谷区神宮前 4 丁目 23 番 3 号 神 宮前ペアシティ 301	代表取締役 渡利 欣司	
株式会社ビショッ プ	神戸市中央区浪花町 59 番地 神戸朝日ビ ルディング 9 階	代表取締役 森 威	
ヒットユニオン株 式会社	東京都渋谷区恵比寿 南 2 丁目 20 番 7 号	代表取締役 田辺 圭二	

近藤ニット株式会社	山梨県西八代郡市川三郷町市川大門 76-1	代表取締役 近藤 和也	
株式会社ルック	東京都港区赤坂 8丁目5番30号	代表取締役 加藤 義裕	
株式会社 PORTOM	神戸市中央区海岸通 1丁目2番19号 東洋ビル102	代表取締役 中野 智之	
株式会社ベネクシー	東京都千代田区九段北 4丁目3番8号 市ヶ谷UNビル3F	代表取締役 海野 祥之	
株式会社アートワークスタジオ	神戸市中央区海岸通 8番	代表取締役 荒西 俊和	
株式会社レトリック	神戸市中央区伊藤町 119番地 三井生命神戸三宮ビル6F	代表取締役 岡部 和典	
株式会社マークスアンドウェブ	東京都目黒区東山 1丁目11番10号	代表取締役 松山 剛己	
株式会社 U.C.T. corporation	滋賀県野洲市市三宅 2341番地1	代表取締役 増村 匡人	
株式会社 JayJayJapan	神戸市須磨区寺田町 1丁目3番19号	代表取締役 安藤 友介	
株式会社マーキーズ	堺市堺区出島海岸通 2丁目3番13号	代表取締役 廣畑 正行	
アンカー・ジャパン株式会社	東京都千代田区神田淡路町 2丁目101号 ワテラストワー9階	代表取締役 猿渡 歩	
株式会社メトス	東京都中央区築地 6丁目16番1号 築地616ビル	代表取締役 吉永 昌一郎	
ガーミンジャパン株式会社	横浜市中区桜木町 1丁目1番7号 ヒューリックみなとみらい12階	代表取締役 岩田 元樹	
ヤノ運動用品株式会社	神戸市中央区三宮 3丁目8番1号	代表取締役 矢野 克幸	
株式会社サンリバー	大阪市西区新町 1丁目28番3号 四ツ橋グランスクエア7階	代表取締役 清水 隆	

株式会社 TENTIAL	東京都中央区日本橋 富沢町7丁目16番地 The Gate 日本橋人形 町6F	代表取締役 中西 裕太郎	
タワーレコード株 式会社	東京都大田区平和島 4丁目1番23号 JS プログレビル7F	代表取締役 嶺脇 育夫	
株式会社 GRIP	横浜市中区海岸通4 丁目20番2号 YT馬 車道ビル	代表取締役 羽田 秀伸	
株式会社セイバン	兵庫県たつの市龍野 町片山379-1	代表取締役 泉 貴章	令和8年1月26日 テナント入替えのため

3 届出年月日

令和8年1月26日

4 縦覧期間

令和8年3月24日から令和8年7月24日まで

5 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館4階
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和8年3月24日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市北区有野町有野字川下 3493 番 1、3493 番 5、3493 番 6、3493 番 7、3494 番 1 の一部、3494 番 2、3494 番 3、3494 番 4、3494 番 5、3494 番 8、3494 番 9、3497 番 1、3497 番 2、3497 番 3、3497 番 4、3497 番 5、3498 番 1、3498 番 2、3498 番 4、3499 番、3499 番 2、3499 番 3、3500 番 1、3500 番 2、3500 番 3、3501 番 1 の一部、3511 番 2、3498 番 2 から 3500 番 1 地先里道、3493 番 5 から 3500 番 1 地先水路

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市北区有野町有野 2433 番地

株式会社グローリー

代表取締役 大柿 実

許可番号

令和6年5月9日 第8182号

（変更許可 令和7年4月15日 第2211号

変更許可 令和7年9月19日 第2242号

変更許可 令和8年2月3日 第2271号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区今寺 11 番 4

開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県明石市花園町 2 番地の 2

株式会社 勝美住宅

代表取締役 渡辺 喜夫

許可番号

令和7年8月7日 第8254号

（変更許可 令和8年2月2日 第2269号）

神戸市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する総括図、計画図及び計画書を神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和8年3月24日

神戸市長 久 元 喜 造

1 都市計画の種類及び名称

種類	名称
神戸国際港都建設計画 高度利用地区	雲井通6丁目地区
神戸国際港都建設計画 都市再生特別地区	神戸三宮雲井通6丁目北地区
神戸国際港都建設計画 道路	3.1.2号 中央幹線 3.3.31号 磯上線 3.5.80号 都賀川三宮線 8.7.26号 三宮駅東線
神戸国際港都建設計画 公園	2.2.53号 雪御所公園 3.2.89号 兵庫駅南公園 3.4.54号 苔谷公園
神戸国際港都建設計画 第一種市街地再開発事業	雲井通6丁目地区第一種市街地再開発事業 神戸三宮雲井通6丁目北地区第一種市街地再開発事業

元号の改正に伴う神戸市教育委員会規則の様式の特例に関する規則等を廃止する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

神戸市教育委員会
教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第11号

元号の改正に伴う神戸市教育委員会規則の様式の特例に関する規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 元号の改正に伴う神戸市教育委員会規則の様式の特例に関する規則（平成元年1月教育委員会規則第6号）
- (2) 神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当の臨時特例に関する規則（平成25年6月教育委員会規則第3号）
- (3) 職員のサービスの宣誓に関する規則（昭和26年4月教育委員会規則第5号）

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

神戸市教職員表彰規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

神戸市教育委員会
教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第12号

神戸市教職員表彰規則等の一部を改正する規則

(教職員表彰規則の一部改正)

第1条 神戸市教職員表彰規則(昭和24年2月教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条 教育長は、教育委員会が次の各号のいずれかに該当し、適当であると認めた<u>本市の</u>教職員又は学校園、課、係、その他教職員で構成される団体を表彰する。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>第3条 表彰は、<u>随時</u>行う。</p>	<p>第1条 教育長は、教育委員会が次の各号のいずれかに該当し、適当であると認めた教職員<u>(神戸市職員表彰規則(昭和45年10月規則第95号)第2条の教職員をいう。以下同じ。)</u>又は学校園、課、係、その他教職員で構成される団体を表彰する。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>第3条 表彰は随時行う。</p>

(公職選挙法による市立学校の設備の使用に関する規則の一部改正)

第2条 公職選挙法による市立学校の設備の使用に関する規則（昭和25年5月教育委員会規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条 公職選挙法（<u>昭和25年法律第100号。以下「法」という。</u>）による市立学校の設備の使用については、法令の定めによるほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>第1条 公職選挙法による市立学校の設備の使用については、法令の定めによるの外は、この規則の定めるところによる。</p>
<p>第2条 公職選挙法施行令（<u>昭和25年政令第89号。以下「令」という。</u>）第119条の規定によつてする設備の程度及び令第121条の規定による費用の額は、選挙の都度これを定める。</p>	<p>第2条 公職選挙法施行令（以下「令」という。）第119条の規定によつてする設備の程度及び令第121条の規定による費用の額は、選挙の都度これを定める。</p>
	<p><u>第3条 令第117条の規定により、個人演説会の施設を使用することができないかどうかを決定した時は、第1号様式により選挙管理委員会及びその通知に係る候補者に通知する。</u></p>
	<p><u>第4条 前条により使用できる旨の通知をした時は、第2号様式により直</u></p>

<p><u>第3条</u> <u>令第117条の規定</u>により施設を使用できる旨の通知を受けた者は、法第164条に該当する場合を除き<u>前条</u>で定めた費用を<u>その</u>使用の前2日<u>まで</u>に教育委員会に納付しなければならない。</p> <p><u>第4条</u> 神戸市立学校施設目的外使用規則（<u>昭和42年10月教育委員会規則第10号</u>）<u>第12条から第14条まで</u>の規定は、この規則により市立学校の設備を使用する場合<u>について</u>準用する。</p> <p><u>第5条</u> [略]</p>	<p><u>ちにその旨を学校長に通知するものとする。</u></p> <p><u>第5条</u> <u>第3条</u>により施設を使用できる旨の通知を受けた者は、法第164条に該当する場合を除き<u>第3条</u>により定めた費用を<u>其の</u>使用の前2日<u>迄</u>に教育委員会に納付しなければならない。</p> <p><u>第6条</u> 神戸市立学校施設目的外使用規則<u>第5条及び第11条、第12条並びに第15条乃至第18条</u>の規定は、この規則により市立学校の設備を使用する場合には、これを準用する。</p> <p><u>第7条</u> [略]</p>
--	---

（職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正）

第3条 職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和27年12月教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(この規則の目的)	(この規則の目的)

<p>第1条 この規則は、<u>職員の職務に専念する義務の特例に関する条例</u>（昭和26年3月条例第13号）第2条第2項の規定により読み替えて適用される同条第1項第4号の規定に<u>基づき</u>、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）<u>附則第5項</u>に規定する職員（以下「職員」という。）の職務に専念する義務の特例について定めることを目的とする。</p> <p>（職務に専念する義務の免除を受けられることができる場合）</p> <p>第2条 職員が職務に専念する義務を免除される場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) <u>教育委員会</u>の許可を受けて営利企業に従事する場合であつて、当該企業の業務のため勤務時間をさくことを<u>教育委員会</u>がとくに承認する場合（自ら営利を目的とする私企業を営む場合を除く。）</p> <p>(13)～(23) [略]</p>	<p>第1条 この規則は、<u>職務に専念する義務の特例に関する条例</u>（昭和26年3月条例第13号）第2条第2項の規定により読み替えて適用される同条第1項第4号の規定に<u>基き</u>、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）<u>附則第4項</u>に規定する職員（以下「職員」という。）の職務に専念する義務の特例について定めることを目的とする。</p> <p>（職務に専念する義務の免除を受けられることができる場合）</p> <p>第2条 職員が職務に専念する義務を免除される場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) <u>任命権者</u>の許可を受けて営利企業に従事する場合であつて、当該企業の業務のため勤務時間をさくことを<u>任命権者</u>がとくに承認する場合（自ら営利を目的とする私企業を営む場合を除く。）</p> <p>(13)～(23) [略]</p>
--	--

（学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部改正）

第4条 神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則（昭和28年7月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(就学予定者の就学通知)</p> <p>第6条 区の長は、所轄地域に住所を有する就学予定者の保護者に対し、<u>所定の</u>小学校入学通知書又は中学校入学通知書を<u>もって</u>、入学期日及び指定学校を1月末日までに通知するものとする。この場合において小学校又は義務教育学校の前期課程から中学校又は義務教育学校の後期課程へ就学する予定者については、第14条第2項の規定による卒業予定者名簿を参照するものとする。通知をしたのち、就学予定者が所轄地域に転入したときもまた同様とする。ただし、この場合における通知は、すみやかに行うものとする。</p> <p>2 前項の規定は、第10条第1項の届出の<u>あつた</u>就学予定者については、適用しない。</p>	<p>(就学予定者の就学通知)</p> <p>第6条 区の長は、所轄地域に住所を有する就学予定者の保護者に対し、小学校入学通知書<u>(様式第1号)</u>又は中学校入学通知書<u>(様式第1号の2)</u>を<u>もって</u>、入学期日及び指定学校を1月末日までに通知するものとする。この場合において小学校又は義務教育学校の前期課程から中学校又は義務教育学校の後期課程へ就学する予定者については、第14条第2項の規定による卒業予定者名簿を参照するものとする。通知をしたのち、就学予定者が所轄地域に転入したときもまた同様とする。ただし、この場合における通知は、すみやかに行うものとする。</p> <p>2 前項の規定は、第10条第1項の届出の<u>あつた</u>就学予定者については、適用しない。</p>

3 [略]

(転入等による就学の通知)

第8条 区の長は、児童生徒が所轄地域に転入したとき、所轄地域内で校区を異にして転居したとき等には、所定の転入学通知書又は編入学通知書を保護者に送付し、指定学校を通知するとともに、指定学校の校長に就学予定者の氏名等を通知するものとする。

2 [略]

(学校の新設、廃止及び校区の変更等による就学の通知)

第8条の2 [略]

2 指定学校を変更する必要が生じた児童生徒の在籍する学校の校長が、その保護者に対して転学の案内をしたときは、第1条の2の規定にかかわらず、前項の規定による就学の通知があつたものとみなす。

(指定学校の変更)

第9条 [略]

2 [略]

3 校長は、別表第2で定める指定学校の変更事由に該当すると認める場合は、第1項の副申を行うことができる。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

3 [略]

(転入等による就学の通知)

第8条 区の長は、児童生徒が所轄地域に転入したとき、所轄地域内で校区を異にして転居したとき等には、転入学通知書(様式第2号)又は編入学通知書(様式第2号の2)を保護者に送付し、指定学校を通知するとともに、指定学校の校長に就学予定者の氏名等を通知するものとする。

2 [略]

(学校の新設、廃止及び校区の変更等による就学の通知)

第8条の2 [略]

2 指定学校を変更する必要が生じた児童生徒の在籍する学校の校長が、その保護者に対して転学の案内をしたときは、第1条の2の規定にかかわらず、前項の規定による就学の通知があつたものとみなす。

(指定学校の変更)

第9条 [略]

2 [略]

3 学校長は、別表第2で定める指定学校の変更事由に該当すると認める場合は、第1項の副申を行なうことができる。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

(1)～(3) [略]

4 [略]

5 第1項の願い出を受けた区の長は、相当と認めるときは、保護者に所定の就学校変更許可通知書を交付するとともに、就学を認めた学校の校長に就学予定者の氏名等を通知するものとする。

6 [略]

(区域外就学)

第10条 [略]

2 [略]

3 前項の願い出を受けた区の長は、相当と認めるときは、あらかじめ児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会に協議のうえ、保護者に所定の区域外就学許可通知書を交付するとともに、就学を認めた学校の校長に就学予定者の氏名等を通知するものとする。

4 [略]

(就学の猶予又は免除)

第11条 [略]

2 区の長は、前項の願い出があつたときは、就学を猶予又は免除することの当否を判定し、その結果を保護者及び校長に通知するものとする。

3、4 [略]

(1)～(3) [略]

4 [略]

5 第1項の願い出を受けた区の長は、相当と認めるときは、保護者に就学校変更許可通知書(様式第3号)を交付するとともに、就学を認めた学校の校長に就学予定者の氏名等を通知するものとする。

6 [略]

(区域外就学)

第10条 [略]

2 [略]

3 前項の願い出を受けた区の長は、相当と認めるときは、あらかじめ児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会に協議のうえ、保護者に区域外就学許可通知書(様式第4号)を交付するとともに、就学を認めた学校の校長に就学予定者の氏名等を通知するものとする。

4 [略]

(就学の猶予又は免除)

第11条 [略]

2 区の長は、前項の願い出があつたときは、就学を猶予又は免除することの当否を判定し、その結果を保護者及び校長に通知するものとする。

3、4 [略]

(出席の督促等)

第12条 [略]

2 [略]

3 区の長は、前項の通知を受けたとき、その他所轄地域に住所を有する児童生徒の保護者が就学義務を怠っていると認められるときは保護者に対し当該児童生徒の就学又は出席を督促するものとする。

(転学)

第13条 校長は、現に就学している児童生徒が転居その他の事由によって転学する場合は、次に掲げる事項を記載した転(退)学届を保護者に提出させるものとする。

(1) 保護者氏名

(2) 児童生徒の氏名、生年月日、保護者との続柄及び現住所

(3) 転出予定日及び転出予定先住所

(4) 転出予定校(判明している場合に限る。)

(5) 転(退)学事由

2 校長は、転(退)学届が提出されたときは、当該保護者に所定の在学証明書を交付するものとする。

3 [略]

(就学時健康診断日等の通知)

第16条 区の長は、前条の規定により

(出席の督促等)

第12条 [略]

2 [略]

3 区の長は、前項の通知を受けたとき、その他所轄地域に住所を有する児童生徒の保護者が就学義務を怠っていると認められるときは保護者に対し当該児童生徒の就学又は出席を督促するものとする。

(転学)

第13条 校長は、現に就学している児童生徒が転居その他の事由によつて転学する場合は、保護者に転(退)学届(様式第5号)を提出させるものとする。

2 校長は、転(退)学届が提出されたときは、当該保護者に在学証明書(様式第6号)を交付するものとする。

3 [略]

(就学時健康診断日等の通知)

第16条 区の長は、前条の規定により

作成した就学通知簿に基づき、所轄地域に住所を有する就学予定児童の保護者に対し、前条第1項に係るものについては10月末日までに、前条第2項に係るものについてはすみやかに、所定の就学時健康診断のお知らせをもって健康診断の日時、場所及び実施の要領を通知するものとする。

2 区の長は、第1項の規定により通知した就学予定児童の氏名等を就学通知簿をもって関係する小学校又は義務教育学校の校長に通知しなければならない。

(就学時健康診断の実施)

第17条 [略]

2、3 [略]

4 小学校又は義務教育学校の校長は、疾病その他やむを得ない事由によって、就学時の健康診断を受けることのできない者に対しては、その事由のなくなったのちすみやかに健康診断を行わなければならない。

(健康診断票)

第19条の2 小学校又は義務教育学校の校長は、就学時の健康診断を行なったときは、就学時健康診断書を作成しなければならない。

作成した就学通知簿に基づき、所轄地域に住所を有する就学予定児童の保護者に対し、前条第1項に係るものについては10月末日までに、前条第2項に係るものについてはすみやかに、就学時健康診断のお知らせ(様式第7号)をもって健康診断の日時、場所及び実施の要領を通知するものとする。

2 区の長は、第1項の規定により通知した就学予定児童の氏名等を就学通知簿をもって関係する小学校又は義務教育学校の校長に通知しなければならない。

(就学時健康診断の実施)

第17条 [略]

2、3 [略]

4 小学校又は義務教育学校の校長は、疾病その他やむを得ない事由によって、就学時の健康診断を受けることのできない者に対しては、その事由のなくなったのちすみやかに健康診断を行わなければならない。

(健康診断票)

第19条の2 小学校又は義務教育学校の校長は、就学時の健康診断を行なったときは、就学時健康診断書を作成しなければならない。

2 小学校又は義務教育学校の校長は、就学時の健康診断を受けた就学予定児童が転出その他の事由により当該学校に入学しなかつたときは、就学時健康診断票を当該児童の入学する学校の校長に送付しなければならない。

第21条 前条に規定するもののほか、特別支援学校に就学すべき者の就学については、次の各号による。

(1) 区の長は、第4条の規定により、学齢簿を編製するに当たって子女のうち兵庫県立特別支援学校に就学すべき者のあるときは、12月末日までに学齢簿の謄本を添えて兵庫県教育委員会（以下「県委員会」という。）に報告するものとする。

(2)～(4) [略]

(書類の様式)

第24条 この規則に掲げる書類の様式は、所管課長がそれぞれ定める。

(施行の細目)

第25条 この規則の施行に関して必要な事項は、教育長が定める。

2 小学校又は義務教育学校の校長は、就学時の健康診断を受けた就学予定児童が転出その他の事由により当該学校に入学しなかつたときは、就学時健康診断票を当該児童の入学する学校の校長に送付しなければならない。

第21条 前条に規定するもののほか、特別支援学校に就学すべき者の就学については、次の各号による。

(1) 区の長は、第4条の規定により、学齢簿を編製するに当つて子女のうち兵庫県立特別支援学校に就学すべき者のあるときは、12月末日までに学齢簿の謄本を添えて兵庫県教育委員会（以下「県委員会」という。）に報告するものとする。

(2)～(4) [略]

(施行の細目)

第24条 この規則の施行に関して必要な事項は、教育長が、これを定める。

様式第1号から様式第7号までを削る。

(教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部改正)

第5条 教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則（昭和46年12月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（特別の勤務に従事する職員の勤務時間等）</p> <p>第3条 特別の勤務に従事する職員（神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。）の勤務時間、休憩時間及び週休日（条例第3条（第2項を除く。）及び第4条の規定に基づく週休日をいう。以下同じ。）は、別表1のとおりとする。</p> <p>2 特別の勤務に従事する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別表2のとおりとする。</p>	<p>（特別の勤務に従事する職員の勤務時間等）</p> <p>第3条 特別の勤務に従事する職員（神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する<u>再任用短時間勤務職員</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」）を除く。）の勤務時間、休憩時間及び週休日（条例第3条（第2項を除く。）及び第4条の規定に基づく週休日をいう。以下同じ。）は、別表1のとおりとする。</p> <p>2 特別の勤務に従事する<u>再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別表2のとおりとする。</p>

（学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和57年9月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和43年1月条例第41号。以下「条例」という。）に基づき、神戸市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務災害補償の<u>手続き</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和43年1月条例第41号。以下「条例」という。）に基づき、神戸市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務災害補償の<u>手続等条例の施行</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

（青少年育成センター設置条例施行規則の一部改正）

第7条 神戸市立青少年育成センター設置条例施行規則（令和2年3月教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(入級手続き)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 <u>前項及び条例第4条第2項に規定する申請書は、別記様式によるものとする。</u></p> <p>3 <u>市立学校は、前項に規定する申請書の提出を受けたときは、条例第4条第1項に規定する者がセンターを利用することについての校長の意見及び次項に掲げる事項を記載した書面を添付してセンターに送付しなければならない。</u></p> <p>4 <u>前項及び条例第4条第3項に規定する書面に記載すべき事項は、次の各号に定める事項とする。</u></p>	<p>(入級手続き)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 条例第4条第2項に規定する申請書は、<u>様式第1号</u>によるものとする。</p> <p>3 <u>神戸市立学校は、第1項に規定する申請書の提出を受けたときは、申請者がセンターを利用することについての校長の意見及び次の各号に掲げる事項を記載した書面を添付してセンターに送付しなければならない。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(1) 本人の様子</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(2) 出欠状況</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(3) 相談歴</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(4) その他特記事項</u></p> <p>4 <u>条例第4条第5項に規定する通級証明証は、様式第2号によるものとする。</u></p>

(1) 本人の様子

(2) 出欠状況

(3) 相談歴

(4) その他特記事項

様式第1号及び様式第2号を削る。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第5条関係）

年 月 日											
神戸市立青少年育成センター利用申請書兼くすのき教室入級申請書											
教育長 宛											
下記のとおりくすのき教室に入級したいので、承認くださるよう申請します。											
入級希望者 (児童生徒名)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">住所</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">ふりがな</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">名前</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">連絡先</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">学校名</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: right;">年 組 番</td> </tr> </table>	住所		ふりがな		名前		連絡先		学校名	年 組 番
住所											
ふりがな											
名前											
連絡先											
学校名	年 組 番										

親権者署名欄 ※親権者の方は、全てご署名ください

承認決裁

				受付日
				年 月 日

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

神戸市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

神戸市教育委員会
教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第13号

神戸市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

神戸市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成30年3月教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（学校運営に関する基本的な方針等の承認）</p> <p>第5条 設置校の校長（園長を含む。以下同じ。）は、次に掲げる事項について協議会の承認を得るものとする。</p> <p>（1）教育目標など教育課程の編成及び<u>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第</u></p>	<p>（学校運営に関する基本的な方針等の承認）</p> <p>第5条 設置校の校長（園長を含む。以下同じ。）は、次に掲げる事項について協議会の承認を得るものとする。</p> <p>（1）教育目標など教育課程の編成に関する基本方針</p>

<u>1 項に規定する業務量管理・健康 確保措置の実施</u> に関する基本方針	
(2) [略]	(2) [略]
2 [略]	2 [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

神戸市選告示第37号

令和7年10月26日執行の神戸市議会議員補欠選挙（東灘区選挙区）につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による選挙運動に関する収支報告書について、福嶋健太の出納責任者から訂正の届出があったので、同法第192条第1項の規定により、令和8年3月17日付け神戸市選告示第36号の別紙の一部を次のとおり訂正する。

令和8年3月24日

神戸市選挙管理委員会
委員長 北川道夫

[候補者氏名] 福嶋 健太のうち収入の項中

「国民民主党兵庫県連総支部連合会 政治団体 100,000」を
「国民民主党兵庫県連総支部連合会 政治団体 100,000
松岡 洋介 団体職員 100,000」に、
「その他の収入 130,000」を「その他の収入 30,000」に改める。

労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

神戸市人事委員会
委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第6号

労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則

(労務職員採用の選考に関する規則)

第1条 労務職員採用の選考に関する規則（平成4年10月人委規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表			別表		
項	職	資格要件	項	職	資格要件
1	調理士 自動車運転手 乗合自動車運転士 高速 鉄道運転士 駅務士 整 備工 钣金溶接工 自動 車整備技士 電工	[略]	1	調理士 自動車運転手 乗合自動車運転士 高速 鉄道運転士 整備工 钣 金溶接工 自動車整備技 士 電工	[略]
2	調理員 防疫手 営繕工 環境技術手 機械操作 手 衛生業務手 病院業 務員 土木工手 動物飼 育手 建設技術手 駅掌 保線技士 電気機械技 士 業務職員 守衛 更 生業務員 施設管理員 管理員	[略]	2	調理員 防疫手 営繕工 環境技術手 機械操作 手 衛生業務手 病院業 務員 土木工手 動物飼 育手 建設技術手 高速 鉄道車掌 駅掌 保線技 士 電気機械技士 業務 職員 守衛 更生業務員 施設管理員 管理員	[略]
3	[略]	[略]	3	[略]	[略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

神戸市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

神戸市人事委員会

委員長 芝原貴文

神戸市人事委員会規則第9号

神戸市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

神戸市職員の退職管理に関する規則（平成28年4月人委規則第7号）について、一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条～第22条 [略] （任命権者への再就職の届出を要しない場合） 第23条 (1) [略] (2) <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第2項</u> の規定により職員として採用された場合 (3) 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、人事委員会が定める額以下の報酬を得る場合 第24条 [略]	第1条～第22条 [略] （任命権者への再就職の届出を要しない場合） 第23条 (1) [略] (2) <u>法第28条の4第1項又は第28条の5第1項</u> の規定により職員として採用された場合 (3) 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、人事委員会が定める額以下の報酬を得る場合 第24条 [略]

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日より適用する。

（経過措置）

第2条 令和5年4月1日から令和14年3月31日までの間は、地方公務員法の一部を改正する法律

（令和3年法律第63号）附則第4条から第7条までの規定（定年退職者等の再任用に関する経過措置。以下「暫定再任用」という。）により職員として採用された場合についても、改正後の第23条第2号に掲げる場合と同様に届出を要しないものとする。

第3条 前条に定めるもののほか、暫定再任用に関し必要な事項は、法附則の定めるところによる。

神戸市市税事務所告示第4号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号。以下「条例」という。）第57条第1項の規定により、各区の区域ごとに作成した地方税法（昭和25年法律第226号）第415条第1項に規定する土地価格等縦覧帳簿を当該区の区域内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供する期間及び各区の区域ごとに作成した同項に規定する家屋価格等縦覧帳簿を当該区の区域内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供する期間を次のとおり定め、次の場所で縦覧に供するので、条例第57条第2項の規定により告示する。

令和8年3月24日

神戸市市税事務所長 野 崎 重 和

1 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間

令和8年4月1日から同年4月30日まで（午前9時00分から午後5時00分まで）。ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。

2 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所

新長田合同庁舎